

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 2月10日
【会社名】	株式会社プレミアムウォーターホールディングス
【英訳名】	Premium Water Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金本 彰彦
【本店の所在の場所】	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	(03) 6864 - 0980
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 清水 利昭
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前一丁目23番26号
【電話番号】	(03) 6864 - 0982
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 清水 利昭
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年 4月30日
【発行登録書の効力発生日】	2024年 5月 9 日
【発行登録書の有効期限】	2026年 5月 8 日
【発行登録番号】	6 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【発行可能額】	10,000百万円 (10,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年 2月10日(提出日)であります。
【提出理由】	2024年 4月30日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項 中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂 正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

<株式会社プレミアムウォーターホールディングス第(未定)回期限前償還条項付無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)に関する情報>

1 【新規発行社債】

(訂正前)
未定

(訂正後)

銘柄	株式会社プレミアムウォーターホールディングス第(未定)回期限前償還条項付無担保社債(特定社債間限定同順位特約付) (注)20
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	(未定)(注)20
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	(未定)(注)20
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	(未定)(注)20
利払日	毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(注)20
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限(注)20 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(期限前償還(別記「償還の方法」欄第2項(2)に定義する。)される場合は期限前償還日(別記「償還の方法」欄第2項(2)に定義する。))までこれをつけ、(未定)年(未定)月(未定)日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(第1回の支払期日を含め、以下「利払期日」という。)の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日(別記「償還の方法」欄第2項(4)に定義する。)にあたるときは、その前銀行営業日(別記「償還の方法」欄第2項(4)に定義する。)にこれを繰り上げる。 (3)償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記(注)「18 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日(注)20

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限（注）20 (1)本社債の元金は、（未定）年（未定）月（未定）日にその総額を償還する。 (2)期限前償還条項 本社債の未償還残高が存する限り、当社について、（未定）年（未定）月（未定）日までに期限前償還請求事由（以下に定義する。）が発生した場合、本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、当社に対し、その保有する本社債の償還（以下「期限前償還」という。）を請求することができる。この場合当社は、期限前償還の請求のあった各本社債について、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還する。 「期限前償還請求事由」とは、支配変更等発生日（以下に定義する。）から起算して90日以内に、信用格付事由（以下に定義する。）が新たに発生した状態にあることをいう。ただし、支配変更等発生日のうち、（ ）に該当する日以降に(i)又は()に該当する日が到来したとしても、当該(i)又は()に該当する日の到来に基づく期限前償還請求事由は発生しないものとする。なお、期限前償還請求事由の発生後、新たに支配変更等発生日が到来したとしても、当該支配変更等発生日の到来に基づく期限前償還請求事由は発生しないものとする。 「支配変更等発生日」とは、(i)総株主の議決権の数の50%を超える議決権を単独で又は共同保有者とともに直接的又は間接的に保有する株主が新たに出現し、記載上かかる株主の出現が確認できる公開買付報告書、大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書が提出された日、()当社が(i)に記載した株主の出現を認識し公表した日、()当社を消滅会社とする合併又は当社を完全子会社とする株式交換もしくは株式移転を承認する株主総会の決議（株主総会の決議が不要な場合は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任に基づく取締役もしくは執行役の決定）が採択され、適時開示により公表された日、又は()当社がその時点において当社株式を上場しているすべての金融商品取引所に対して当社株式の上場廃止申請が行われた日もしくは当該すべての金融商品取引所のいずれかの上場廃止基準にそれぞれ該当した旨の適時開示が行われた日をいう。 「信用格付事由」とは、(i)株式会社格付投資情報センターもしくはその格付業務を承継した者により本社債に対して提供された信用格付がB B +（又は同等の信用格付）以下であることもしくは当該信用格付が公表されないと、又は()株式会社日本格付研究所もしくはその格付業務を承継した者により本社債に対して提供された信用格付がB B +（又は同等の信用格付）以下であることもしくは当該信用格付が公表されないという。</p>
-------	---

	<p>本社債の期限前償還を請求しようとする本社債権者は、期限前償還請求事由の発生日から起算して30日目の日から60日目の日までの期間（以下「期限前償還請求期間」という。）に、当該本社債権者が期限前償還を請求しようとする本社債のために口座を開設する口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）の振替業にかかる業務規程に定める口座管理機関をいう。）に対し必要な手続を取るものとする。期限前償還の請求に基づく本社債の期限前償還日（以下「期限前償還日」という。）は、期限前償還請求期間の最終日の翌月の応当日（翌月に応当日がない場合は翌々月の1日）以後に最初に到来する利払期日とする。期限前償還の請求を行った本社債権者は、その後これを取消すことはできない。なお、当該期限前償還の請求及び期限前償還は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）及び振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って行われるものとする。</p> <p>当社は、期限前償還請求事由が発生した場合には、速やかに社債管理補助者（別記（注）「4 社債管理補助者の設置」記載の社債管理補助者をいう。以下同じ。）に、(i)期限前償還請求事由が発生したこと及びその事由、()期限前償還日、()期限前償還請求期間、並びに()その他当社が必要と判断する事項を通知しなければならず、また、期限前償還請求事由の発生日から起算して30日以内に、上記各事項を、社債管理補助者を通じ別記（注）「14 社債管理補助者から社債権者への通知方法」に定める方法により本社債権者に通知するとともに、別記（注）「13 公告の方法」に定める方法により公告する。</p> <p>(3)本社債の買入消却は、法令又は振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(4)本社債を償還すべき日（期限前償還すべき日を含む。）が銀行休業日（以下に定義する。）にあたるときは、その前銀行営業日（以下に定義する。）にこれを繰り上げる。 「銀行営業日」とは、東京において商業銀行が営業を行っている日をいい、銀行営業日でない日を「銀行休業日」という。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）「18 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	(未定)年(未定)月(未定)日(注)20
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	(未定)年(未定)月(未定)日(注)20
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）（以下「当該社債」という。）のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。なお、当社の連結子会社その他の第三者（以下「連結子会社等」という。）が当該社債のために担保提供する場合には、当社は、連結子会社等をして、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定させなければならない。本社債の社債要項において担保提供とは、当社又は連結子会社等の資産に担保権を設定すること、当社又は連結子会社等の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社又は連結子会社等の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからB B B +（トリプルBプラス）の信用格付を（未定）年（未定）月（未定）日（本（注）20）付で取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号 03 - 6273 - 7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社はJ C RからB B B +（トリプルB プラス）の信用格付を（未定）年（未定）月（未定）日（本（注）20）付で取得する予定である。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。

また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号 03 - 3544 - 7013

2 振替社債

(1) 本社債は、社債等振替法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4 社債管理補助者の設置

本社債には、会社法第714条の2に基づき社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を株式会社みずほ銀行（本（注）12(1)の承継する者を含み、以下「社債管理補助者」という。）とする。

5 担保権を設定した場合の公告

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

6 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号の場合には、ただちに本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「償還の方法」欄第2項(2)の規定に違背したとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

(4) 当社が本（注）9の規定に違背し、社債管理補助者の指定する期間内（ただし、当該期間は30日を下回らないものとする。）にその治癒又は補正をしないとき。

(5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。

(6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

7 社債管理補助者に対する定期報告

- (1)当社は、隨時社債管理補助者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理補助者にこれを報告する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該報告については、当社が本（注）7(2)に定める書類の提出を行った場合はこれを省略することができる。
- (2)当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

8 社債管理補助者への通知

当社は、次の各号の場合には、速やかに社債管理補助者に通知するとともに、本（注）13に定める方法により公告しなければならない。ただし、次の各号の場合が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

- (1)本（注）6に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
- (2)資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。
- (3)当社が当社株式を上場しているすべての金融商品取引所への当社株式の上場が廃止されたとき。

9 金融商品取引所への当社株式の上場が廃止された場合の社債権者に対する報告

当社は、当社が当社株式を上場しているすべての金融商品取引所への当社株式の上場が廃止された場合、本社債の未償還残高が存する限り、本社債権者又は社債管理補助者に対して次の各号に定める公表等によって報告する。ただし、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする会社分割その他の事由により本社債にかかる債務を承継した会社の発行する株式が金融商品取引所に上場されており、かつ、次の各号に定める公表等すべき事項が当該会社によって適時開示された場合は、この限りではない。

- (1)当社の第1四半期及び第3四半期の財務情報について、当該四半期の末日から45日（45日目が営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に規定する日以外の日を意味する。以下同じ。）ではない場合は、その翌営業日）以内に当社のウェブサイトにて公表する。
- (2)次の各事象を行うことを決定した場合には、ただちにその旨及び当該事象の内容を当社のウェブサイトでの公表に加え、社債管理補助者に通知する。ただし、本（注）13に定める有価証券上場規程における適時開示基準に該当しない場合はこの限りではない。

業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うこと。

事業の全部又は一部の休止又は廃止を行うこと。

新たな事業の開始を行うこと。

固定資産の譲渡もしくは取得又はリースによる固定資産の賃貸借を行うこと。

財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に関する承認申請書の提出を行うこと。

- (3)次の各事象が発生した場合には、ただちにその旨及び当該事象の内容を当社のウェブサイトでの公表に加え、社債管理補助者に通知する。

主要株主である筆頭株主の異動が生じたとき。

当社が、有価証券報告書又は半期報告書を、(i)金融商品取引法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないとき（有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に関する承認申請書の提出の開示を行う場合を除く。）、(ii)当該期間内に提出しなかったとき（(i)の開示を行った場合を除く。）又は(iii)これらの開示を行った後に提出したとき。

有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請にかかる承認を受けたとき又は当該申請にかかる承認を受けられなかったとき。

財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書もしくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」もしくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」もしくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったとき。

免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反にかかる告発を受けたとき。

10 社債管理補助者の業務

- (1)社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続（以下「破産手続等」という。）において、本社債権者を代理して、債権を届け出る権限及び当社の清算手続において、本社債権者を代理して、債権を申し出る権限を有する。
- (2)当社は、社債管理補助者による債権届出又は債権申出の後、速やかに当社のウェブサイトに次に定める事項を公表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。
社債管理補助者が本社債権者を代理して債権届出又は債権申出を行った事実。
社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行わないこと。
社債管理補助者は当社からの弁済金の受領及び本社債権者への支払は行わないこと。
本社債権者は、破産手続等又は清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更手続を行う必要があること。
今後の手続等の照会先。
- (3)社債管理補助者は、本（注）8（同(2)に該当した場合で適時開示がなされた場合を除く。）、本（注）9（2）もしくは(3)又は前(2)に定める通知を受け取った時には、その内容を速やかに本（注）14に定める方法により本社債権者に通知する。ただし、当該通知内容が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

11 社債管理補助者の義務及び責任

- (1)社債管理補助者は、法令及び（未定）年（未定）月（未定）日（本（注）20）付株式会社プレミアムウォーターホールディングス第（未定）回（本（注）20）期限前償還条項付無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）管理補助委託契約（以下「社債管理補助委託契約」という。）の定めに従い、本社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理の補助を行う。
- (2)社債管理補助者は、法令及び社債管理補助委託契約の定めに従い、本社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理の補助を行う。
- (3)社債管理補助者は、当社の業務、財政状態その他の状況を調査する義務を負わない。

12 社債管理補助者の辞任

- (1)社債管理補助者は、社債管理補助者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理補助者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- (2)前(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13 公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

14 社債管理補助者から社債権者への通知方法

本社債に関し社債管理補助者が本社債権者に対し通知を行う場合は、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従い、振替機関が定める社債情報伝達サービスにてこれを行うものとし、かかる場合、社債情報伝達サービスにて通知したことを持って、社債管理補助者の各本社債権者への通知義務は履行されたものとする。

15 社債要項の変更

- (1)本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）19を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2)裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

16 社債権者集会

- (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社又は社債権者からの請求を受けた社債管理補助者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を本（注）13に定める方法により公告する。
- (2)本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社又は社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

17 社債要項及び社債管理補助委託契約の公示

当社及び社債管理補助者は、その各本店に本社債の社債要項及び社債管理補助委託契約の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

18 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

19 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

20 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

(1) 【社債の引受け】

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

（注）各引受人の引受金額及び引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

(2) 【社債管理の委託】

本社債の社債管理補助者は、次の者を予定しております。

社債管理者の名称
社債管理補助者 株式会社みずほ銀行